

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和7年8月、11月、12月及び令和8年1月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月25日

岐阜県監査委員	澄川 寿之
岐阜県監査委員	安井 忠
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	安田 典子
岐阜県監査委員	飯沼 敦朗

## 財務監査及び行政監査の結果

令和8年2月25日

### 1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

#### (2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、12 機関	
教育委員会	98 機関のうち、3 機関	
公安委員会	59 機関のうち、1 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、4 機関	計 382 機関のうち、20 機関（表1参照）

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

### 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり4機関において2件の指摘事項及び6件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総合企画部	東京事務所	1月27日	書面	—	1	—	11月4日（書面）
2	健康福祉部	感染症対策推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月16日（実地）
3	農政部	岐阜農林事務所	1月27日	書面	1	3	—	12月2～3日（実地）
4		郡上農林事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月18～19日（実地）
5		東濃農林事務所	1月27日	書面	—	—	—	12月9～10日（実地）
6		下呂農林事務所	12月24日	書面	—	—	—	10月27～28日（実地）
7	県土整備部	可茂土木事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月25～26日（実地）
8	都市建築部	中濃建築事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月25日（実地）

9	県事務所	西濃県事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
10		揖斐県事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
11		可茂県事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
12		東濃県事務所	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
13	教育委員会	可茂教育事務所	1月27日	書面	1	1	—	11月21日(実地)
14		東濃教育事務所	12月24日	書面	—	—	—	10月22日(実地)
15		飛驒高山高等学校	11月28日	書面	—	1	—	9月25日(実地)
16	公安委員会	多治見警察署	12月24日	書面	—	—	—	10月28日(実地)
17	その他	選挙管理委員会西濃地方事務局	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
18		選挙管理委員会揖斐地方事務局	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
19		選挙管理委員会可茂地方事務局	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
20		選挙管理委員会東濃地方事務局	1月27日	書面	—	—	—	11月4日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 4機関				2件	6件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
東京事務所	指導事項	都道府県会館の使用に関する協定に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、当該前金払いに係る支出金調書の余白に履行確認済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林事務所	指摘事項	用地取得に伴う補償費の支出事務において、「土地の取得のみの契約等におけるその他通常生じる損失の補償の運用について」の通知に基づき、同居の家族等が共有者の場合は、代表者のみを補償対象とすべきところ、補償対象とした根拠を明確にしないまま、代表者以外の共有者に対しても補償代金を支払っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	令和6年度有機農業生産振興事業費補助金に係る支出事務において、交付決定日を支出負担行為整理日とすべきところ、交付決定日の翌日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修復見積総額が5万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則に定める知事及び会計管理者への事故報告がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にドローン1台を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,825円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂教育事務所	指摘事項	へき地手当の過年度戻入事務において、収入額確定日に行うべき調定(1件91,860円)が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。

	指導事項	公務中に学校間総合ネットデータセンターサーバー機器の一部（液晶プロジェクター）を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料119,130円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛驒高山高等学校	指導事項	物品の管理事務において、充電式保冷温庫1台（取得価格71,500円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。